

第1回 成東地区・山武地区・蓮沼地区・松尾地区地域審議会次第

日時：平成18年7月21日（金）

午後1時30分から

会場：山武市役所 3階 大会議室

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. 市長あいさつ

4. 説 明

(1) 地域審議会について

(2) 新市建設計画等について

5. 職員の紹介

休憩（会場移動）

6. 委員の紹介

7. 議 題

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 地域審議会運営要綱について

(3) 今後の運営について

(4) その他

8. 閉 会

地域審議会について

山武市では、地域住民の方々の声を施策に反映し、きめ細かな行政サービスを行っていくため、合併前の各町村の区域を単位に、「成東地区地域審議会」、「山武地区地域審議会」、「蓮沼地区地域審議会」、「松尾地区地域審議会」を設置します。

【地域審議会とは】

地域審議会の概要

合併前の旧4町村の区域ごとに、それぞれ平成28年3月31日までの期間で設置され、市長の諮問に応じて、当該区域に係わる新市建設計画の変更や事業の進捗状況、新市の基本構想、各種計画の策定・変更に関する事項などについて審議し答申をします。また、審議会が必要と認めた事項について審議し、市長に意見を述べることのできる機関です。

地域審議会の構成

各地域審議会は、委員15人以内をもって組織され、委員は当該区域に住所を有する方又は当該区域内の事務所等に勤務する方で、次の各号に掲げる方のうちから、市長が委嘱することとなります。

- 公共的団体等を代表する者
- 学識経験を有する者
- 公募により選任された者

委員の任期

委員の任期は委嘱の日から2年です。ただし、今回の委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までの任期となります。

地域審議会の役割

地域審議会は、合併前の旧市町村（4町村）の区域ごとに、新市が処理する事務に関して、市長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき市長に意見を述べる機関です。なお、別添『地域審議会の設置に関する協議』第3条では、所掌事務として次が規定されております。

第3条 審議会は、旧町村の区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。